

「相談支援事業所パッソ」

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご留意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	Man to Man Passo 株式会社
法人所在地	名古屋市熱田区神宮三丁目7番26号
代表者名	取締役社長 豊田 聖
電話番号	(052) 678-2711

2. 事業所の概況、営業日・営業時間について

事業所の名称	相談支援事業所パッソ
事業所の種類	特定相談支援・障害児相談支援
事業所所在地	豊田市梅坪町八丁目2番地11 宇佐美ビル1階
管理者	管理者
電話番号	(0565) 41-5008
設立年月日	令和2年4月1日
営業日	月曜日から金曜日までとする。 (お盆、年末年始、国民の祝日を除く。) 但し、事業所の定めるカレンダーにより、土日祝日であっても営業日とする場合がある。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分までとする。
通常の事業実施地域	豊田市全域
その他特記事項	行事・季節慣例・突発的事由などにより、必要な場合、営業時間の延長または休業・時間短縮をする場合がある。 尚、営業日・時間の変更については、事前に適切な方法により利用者、家族に連絡をする。 第三者評価の実施：無

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、適正なサービス等利用計画の作成及び相談支援を提供することを目的とする。
運営方針	事業の実施に当たっては、利用者が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該利用者の意向及び障がいの特性その他の事情を踏まえ、適切かつ効果的に行う。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。また、自らその提供する計画支援及び障害児支援の評価を行い常にその改善に努め、関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

4. 職員の体制

職 種	員 数	区 分				常勤 換算後 の職員	備 考
		常 勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管 理 者	1 人		0.5 人			0.5 人	
相談支援専門員	1 人		0.5 人			0.5 人	

5. 職員の職務内容

管理者	管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	相談支援専門員は、基本相談支援及びサービス等利用計画・障害児支援利用計画もしくは継続的なモニタリングの作成に関する業務を行う。

6. 当事業所が提供するサービスの概況

(1) 計画相談支援

基 本 相 談 支 援	利用者等からの相談に応じ、情報の提供等を行ない、行政及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行う。
サービス等利用計画・ 障害児支援計画の作成	障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成する。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援計画の作成を行う。
モ ニ タ リ ン グ	支給決定等の有効期間間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行う。また、見直し結果に基づき、サービス等利用計画又障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の支援を行う。
入 所 施 設 等 へ の 紹 介	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

(2) 利用料金

サービス利用料金	障害福祉サービス(相談支援計画作成)の費用については、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はない。ただし、事業者が相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、関係法令に定められているサービス利用料金を基準とした利用料金を徴収するものとする。事業者はこの場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付する。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると相談支援給付費が支給されます。)
交 通 費	通常の事業の実施地域外の地区に住まいがあり、当事業所のサービスを利用する場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を徴収することがある。 事業所所在地から、直線で 10km 以内の場合 500 円 事業所所在地から、直線で 10km を超える場合 800 円
利 用 料 金 の 支 払 い 方 法	前記のサービス利用料金及び交通費は、事業者が 1 か月ごとに計算し請求する。利用者は、翌月末日までに、あらかじめ届出を行った指定口座からの引落とし又は現金で支払うものとする。

(3) その他

記 録 の 保 管	契約の終了後、法に定める期間サービス提供記録を保管する。
提供記録の閲覧	営業時間内に、提供記録の閲覧は可能である。
秘 密 の 保 持	事業者は、当事業所の従事者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を他に漏らさないよう指導し、当事業所の従事者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を他に漏らさないようにするため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を他に漏らさないようにするべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
虐 待 の 防 止	利用者の人権擁護・虐待防止等のため、虐待防止に関する責任者を設置し、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、又、従業者に対する虐待防止の啓発・普及のための研修を実施する。

7. 苦情処理について

相 談 窓 口	担 当 者 : 管理者 利用時間 : 随時 電話番号 : (0565) 41-5008 担当者に繋がらない場合は、事業所までお申し出ください。
豊田市の窓口	窓 口 : 豊田市役所 福祉部 障がい福祉課 住 所 : 愛知県豊田市西町3丁目60番地 電話番号 : (0565) 34-6751
運営適正化委員会	窓 口 : 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 住 所 : 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 電話番号 : 052-212-5515
その他市町村の窓口	お持ちの受給者証を発行した市町村の障がい福祉担当課でも相談できます。

8. 緊急時における対応

利 用 者 の 対 応	相談支援の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。 上記以外の緊急時において、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合に、事業所職員の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行うものとする。
-------------	---

令和 7 年 x 月 x 日

当事業者は、ご利用者に対する相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所名 相談支援事業所パッソ

説明者氏名 相談支援専門員 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定相談支援・障害児相談支援サービスの提供及び利用について同意いたしました。

利用者住所
氏 名

保護者・代理人住所
氏 名 (印)
(利用者と続柄)